

## 在宅復帰率の要件見直し

骨子【I-1 (3)】

### 第1 基本的な考え方

入院医療における在宅復帰をいっそう推進するために、7対1入院基本料等の施設基準になっている自宅等に退院した患者の割合に関する基準の見直しを行う。

### 第2 具体的な内容

1. 7対1一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟7対1）、専門病院入院基本料（7対1）を算定する病棟について、在宅復帰を推進する観点から自宅等に退院した患者の割合に関する基準の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【一般病棟入院基本料（7対1）、特定機能病院入院基本料（一般病棟7対1）、専門病院入院基本料（7対1）】</p> <p>[自宅等に退院した患者の割合の基準]</p> <p>当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が7割5分以上であること。</p> <p>[自宅等に退院した患者の割合の分子に含める患者]</p> <p>自宅及び居住系介護施設等の他、地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を含む。）、回復期リハビリ</p>	<p>【一般病棟入院基本料（7対1）、特定機能病院入院基本料（一般病棟7対1）、専門病院入院基本料（7対1）】</p> <p>[自宅等に退院した患者の割合の基準]</p> <p>当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が<u>8割以上</u>であること。</p> <p>[自宅等に退院した患者の割合の分子に含める患者]</p> <p>自宅及び居住系介護施設等の他、地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を含む。）、回復期リハビリ</p>

<p>テーション病棟入院料及び療養病棟入院基本料 1（在宅復帰機能強化加算を算定するものに限る。）を算定する病棟及び病室並びに介護老人保健施設（いわゆる在宅強化型老健施設、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の届出施設に限る。）に退院した患者。</p>	<p>テーション病棟入院料及び療養病棟入院基本料 1（在宅復帰機能強化加算を算定するものに限る。）、<u>有床診療所入院基本料（在宅復帰機能強化加算を算定するものに限る。）、有床診療所療養病床入院基本料（在宅復帰機能強化加算を算定するものに限る。）</u>を算定する病棟及び病室並びに介護老人保健施設（いわゆる在宅強化型老健施設、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の届出施設に限る。）に退院した患者。</p>
---	--

2. 地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を含む。）1 を算定する病棟（病室）について、在宅復帰を推進する観点から自宅等に退院した患者の割合に関する基準の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を含む。）1】</p> <p>[自宅等に退院した患者の割合の分子に含める患者]</p> <p>自宅及び居住系介護施設等に退院した患者の他、介護老人保健施設（いわゆる在宅強化型老健施設、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の届出施設に限る。）に退院した患者及び療養病棟入院基本料 1（在宅復帰機能強化加算を算定するものに限る。）を算定する病棟に退院又は転棟した患者</p>	<p>【地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を含む。）1】</p> <p>[自宅等に退院した患者の割合の分子に含める患者]</p> <p>自宅及び居住系介護施設等に退院した患者の他、介護老人保健施設（いわゆる在宅強化型老健施設、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の届出施設に限る。）、<u>有床診療所入院基本料（在宅復帰機能強化加算を算定するものに限る。）、有床診療所療養病床入院基本料（在宅復帰機能強化加算を算定するものに限る。）</u>を算定する病室に退院した患者及</p>

	び療養病棟入院基本料 1（在宅復帰機能強化加算を算定するものに限る。）を算定する病棟に退院又は転棟した患者
--	---